

# 年 金 あ れ こ れ 国民年金保険料には「免除制度」があります

経済的な理由で、今はどうしても国民年金保険料が納められない・・・

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。

全額免除		(納付なし)
3/4免除	1/4納付	(保険月額： 4,070円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 8,130円)
1/4免除	3/4納付	(保険月額： 12,200円)
全額納付		(保険月額： 16,260円)

免除は、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額を下回る場合に承認されます。

※どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

### ■所得基準額の目安（概算）

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯→夫婦・子2人 (子は16歳未満)	162万円程度	230万円程度	282万円程度	335万円程度
2人世帯→夫婦	92万円程度	142万円程度	195万円程度	247万円程度
単身世帯	57万円程度	93万円程度	141万円程度	189万円程度

※この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

**ご注意！** 減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間に含まれません。

### ●その他に、退職（失業）による特例免除があります。

「免除制度」や「特例免除」に関する問い合わせは、日本年金機構旭川年金事務所（TEL0166-72-5004）または住民課お客さま窓口係（TEL32-2500）まで

## 保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

# こ れ か ら の 家 庭 教 育 ～将来必要になる力～

学校では、多くの問題を素早く回答したり、より多くのことを記憶することが良い成績につながりますが、いざ社会人になると、これまでとは違った能力が必要になってきます。

大学入試で利用されるセンター試験も、2020年からは社会で必要な力を評価する仕組みに変えることが検討されています。（今の中学1～2年生が受験するころですね）

基礎的な学力はもちろん重要なことですが、それに加え「思考力＝自分でしっかり考える」「主体性＝自分の意思で行動する」「協働性＝周囲と協力しながら動く」など、今まではあまり点数化されてこなかったことが評価の対象になってくるようです。

それぞれのご家庭でどのような教育が必要か、考えてみましょう。



**思考力**  
子どもを叱ったり指導するときは頭ごなしに叱るのをやめ、「なぜ」そうなるのかを説明してあげましょう。また、子どもの主張などにも常に「なぜ」なのかを説明させましょう。

**主体性**  
どんなことでも自分でやってみたいと思わせることが大切です。普段から目につきやすい失敗をとがめるのではなく、成功を大いに褒めましょう。失敗を叱ってばかりいると子どもは行動を起こさなくなります。

**協働性**  
仲間との共同体験・宿泊体験などを通じて培われます。社会の中でも、同年代などの横のつながりだけではなく、親や先生以外の、地域の大人とのつながりを持つことが大切です。